

船舶インシデント調査報告書

平成31年2月20日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

インシデント種類	運航不能（燃料供給不能）
発生日時	平成30年8月5日 08時00分ごろ
発生場所	鹿児島県鹿児島市喜入港 J X 喜入石油基地船だまり東防波堤灯台から真方位005° 1.5海里付近 （概位 北緯31° 25.2′ 東経130° 32.6′）
インシデントの概要	プレジャーボートニューヴォルカは、漂流中、船外機に燃料油の供給ができなくなり、運航不能となった。
インシデント調査の経過	平成30年8月20日、主管調査官（門司事務所）を指名 原因関係者から意見聴取実施済
事実情報	
船種船名、総トン数	プレジャーボート ニューヴォルカ、5トン未満（長さ6.46m）
船舶番号、船舶所有者等	295-38408鹿児島、個人所有
乗組員等に関する情報	船長、一級小型
負傷者	なし
損傷	なし
気象・海象	気象：天気 晴れ、風 なし 海象：海上 平穏
インシデントの経過	<p>本船は、船長が1人で乗り組み、同乗者2人を乗せ、釣り場を移動しようとして喜入港内を航行中、燃料油が減ってきたので補給することとし、船外機を停止して漂流した。</p> <p>本船は、2つある燃料油タンクのうち、一方に予備の燃料油を補給し、燃料油タンクを切り換えて船外機を始動したところ、白煙が生じて船外機が停止した。</p> <p>本船は、船外機の始動を試みたものの始動できなかったため、海上保安庁に救助を要請し、喜入港にえい航された。</p> <p>船外機は、本インシデント後に点検された結果、燃料油フィルタの汚損及び気化器（キャブレター）の閉塞が確認され、燃料油フィルタの交換及び気化器の清掃により復旧した。</p> <p>本船は、50ℓ容量の燃料油タンクが2つあったが、年に数回釣りの目的で使用されており、一方の燃料油タンクのみを主に使用していたため、本インシデント時に燃料油を補給したもう一方の燃料油タンクには少量の燃料油が入った状態で長期間が経過していた。</p>
分析	本船は、喜入港で漂流中、船外機を始動した際、ふだん使用していない燃料油タンクに残存していた異物を含んだ燃料油が供給され、気化器が閉塞したことから、船外機に燃料油の供給ができなくなり、運航不能となったものと考えられる。

原因	本インシデントは、本船が、喜入港で漂泊中、船外機を始動した際、ふだん使用していない燃料油タンクに残存していた異物を含んだ燃料油が供給され、気化器が閉塞したため、船外機に燃料油の供給ができなくなったことにより発生したものと考えられる。
再発防止策	今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。 <ul style="list-style-type: none">・ 使用頻度の少ない船舶は、使用前に保管状態を考慮した点検及び整備を行った上で使用すること。